ごみを出さない、資源循環型のまちづくりを目指して

循環型社会システムの構築・・・・・ 基本計画の基本理念 一般廃棄物処理基本計画 (平成 15年度から 30年度) を定めています。

大村市では平成15年3月、一般廃棄物の処理について、公募した一般市民の皆さんのご意見や清掃審議会などに審議、答申を受けて、一般廃棄物処理基本計画を定めています。この計画は、平成15年から30年度のごみの発生予測量をもとに、ごみの発生抑制や減量化、再資源化などの目標を定め、その目標を実現させていくための基本方針となるものです。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づきます。)

基本方針

ごみの減量化及びその適正な処理等の推進を図るための基本方針を次のとおり定めています。

①ごみの発生抑制・減量化の推進





- ・ごみを出さない資源循環型社会をめざした省資源の ライフスタイル・事業活動の推進
- ・マイバッグ推進等による発生抑制
- ・生ごみ堆肥化等によるごみの減量化、排出抑制の推進

②リサイクル(再資源化)・分別排出の推進



- ・分別収集計画に基づく、計画的なリサイクル及び ごみの分別排出の推進
- ・容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に 基づくリサイクルの推進
- ・市民・事業者によるごみの分別排出の徹底



③廃棄物の適正な処理の推進



- ・効率的なステーション収集・運搬体制の整備
- ・一般廃棄物の適正な処理
- ・中間処理施設の適切な維持管理
- ・最終処分量の減量化の推進と、最終処分場の安定的確保
- ・事業活動に伴い排出されるごみの適正な処理の徹底

④参加と協働によるごみ対策 (パートナーシップの構築)



- ・市民・事業者・市の連携によるごみ対策の推進
- ・情報の提供と共有化、参加機会の拡充
- ・オープンな廃棄物処理行政
- ・近隣市町との連携強化